

文書番号：JRCA AA100-改定6版

## 航空宇宙産業向け審査員の資格基準

制 定：2006年 5月29日

改定6版：2017年12月20日

一般財団法人 日本規格協会  
マネジメントシステム審査員評価登録センター

# 目次

I 章 一般.....	1
1. 適用範囲 .....	1
2. 引用文書 .....	1
3. 定義.....	1
II 章 航空宇宙産業向け審査員登録の要件 .....	3
4. 登録要件の概要.....	3
5. AS 審査員への登録要件.....	4
6. AS 産業経験審査員への登録要件.....	5
III 章 航空宇宙産業向け審査員資格の維持及び更新 .....	8
7. 資格の登録有効期間 .....	8
8. 継続的な確認.....	8
9. 航空宇宙産業向け審査員資格の維持（サーベイランス） .....	8
10. 航空宇宙産業向け審査員資格の更新.....	9
IV 章 資格の取り消し、失効、一時停止.....	10
11. 資格の一時停止 .....	10
12. 資格の取り消し.....	10
13. 資格の失効 .....	10
14. 再登録及び再申請 .....	10
付則.....	11
制定・改定履歴.....	12

# 航空宇宙産業向け審査員の資格基準

## I 章 一般

### 1. 適用範囲

この基準は、一般財団法人日本規格協会マネジメントシステム審査員評価登録センター（以下、当センターという。）が、航空宇宙産業向け審査員を評価し登録するために使用する。

### 2. 引用文書

JIS Q 9100 : 品質マネジメントシステム—航空宇宙—要求事項

JIS Q 19011 : マネジメントシステム監査のための指針

SJAC 9104-1 : 航空、宇宙及び防衛分野の品質マネジメントシステム認証プログラムに対する要求事項

SJAC 9104-3 : 航空宇宙審査員の力量及び研修コースに関する要求事項

JRMC 12-018A : SJAC9104-1適用に伴う補足規定について

IAQG OPMT ICOP Resolution Log : Open Resolution Applicable to 9104-001

JRCA AQI 120 : 品質／情報セキュリティマネジメントシステム審査員の資格基準

JRCA AA200 : 航空宇宙産業向け審査員の評価登録手順

JRCA AA100-1 : 航空宇宙産業向け審査員資格のJIS Q 9100:2016版への移行基準及び手続き

### 3. 定義

#### 3.1 審査

JIS Q 19011 第3.1項で定義されている監査のこと。

##### 3.1.1 有効な審査実績

次のすべての要件を満たす審査の実績のこと。

- ①JIS Q 9100にもとづき、JIS Q 19011 第6項「監査の実施」の全過程を網羅している第三者審査である。
- ②SJAC 9104-1の第8項「審査及び報告に対する要求事項」に記載されている要件を満たす審査である。
- ③審査チームリーダーとして、AS産業経験審査員資格を有している者が参加している。
- ④前回に実施した審査又はオブザーバー参加から1年を超えて審査を実施する場合には、所属組織による予行演習等により審査技術が維持されていることの確認を受けた後に行った審査である。
- ⑤現地における審査活動が実働6時間以上ある。
- ⑥OJT(訓練としての審査)は申請者本人の有効な審査実績にはならない。

#### 3.2 航空宇宙産業向け審査員

SJAC9104-1で定義されている航空宇宙品質マネジメントシステム (AQMS) 審査員と同義で、下記のAS審査員及びAS産業経験審査員の総称。

##### 3.2.1 AS審査員

**航空宇宙産業向け審査員の資格基準**

第5項に定める登録要件を満たすと当センターが評価し登録した者で、SJAC9104-1における航空宇宙審査員（AA）と同義。

**3.2.2 AS産業経験審査員**

第6項に定める登録要件を満たすと当センターが評価し登録した者で、SJAC9104-1における航空宇宙産業経験審査員（AEA）と同義。

**3.3 QMS審査員**

品質／情報セキュリティマネジメントシステム審査員の資格基準（JRCA AQI 120）に定めるQMS審査員の登録要件を満たすと当センターが評価し登録した者。

**3.4 QMS主任審査員**

品質／情報セキュリティマネジメントシステム審査員の資格基準（JRCA AQI 120）に定めるQMS主任審査員の登録要件を満たすと当センターが評価し登録した者。

**3.5 オブザーバー**

審査活動について学ぶため、審査活動は行わずに現地審査活動に同行する航空宇宙産業向け審査員。

**3.6 メンバー（審査チームメンバー）**

リーダー、オブザーバーを除く、審査チームを構成する審査を担当する航空宇宙産業向け審査員。

**3.7 リーダー（審査チームリーダー）**

JIS Q 19011 第6項で規定されている審査チームリーダーの役割を果たすAS産業経験審査員。

**3.8 IAQG（国際航空宇宙品質グループ）**

航空宇宙プライム企業で構成する団体であり、航空宇宙製品の品質改善、コスト削減のために、航空宇宙業界に共通の要求事項を作成することを目的としたグループ。

**3.9 IAQG セクター（又は、単にセクター）**

IAQG を構成する、アメリカ、ヨーロッパ及びアジア・パシフィックそれぞれの地域組織。

**3.10 JRMC（航空宇宙審査登録管理委員会）**

（社）日本航空宇宙工業会航空宇宙品質管理センター（JAQG）内にあり、日本の航空宇宙審査登録制度における最終決定権を有する委員会

**3.11 継続的専門能力開発（CPD）**

航空宇宙産業向け審査員が、自身の長所と短所を考慮し、個人的に必要な専門能力向上、審査技術の向上及びスキル向上の分野を明らかにした上で、その知識や審査の技量を広げるため、また仕事の能力を高めるために実施する次の活動。

- ① 航空宇宙専門家・協会会議への出席、
- ② 航空宇宙に関係する委員会への参加、
- ③ 航空宇宙産業会議・セミナー・研修会への参加、又は
- ④ 航空宇宙産業特有の資格証明書の取得。

## 航空宇宙産業向け審査員の資格基準

## II 章 航空宇宙産業向け審査員登録の要件

## 4. 登録要件の概要

航空宇宙産業向け審査員への新規、格上、移転、維持及び更新の登録要件の一覧を下表に示す。

表中の数字は本基準内の項番号を示すので、各項を参照のこと。

○：適用 —：対象外

登録要件		AA 新規	AEA 新規 (AA 資格なし)	AA→AEA 格上げ
審査実績 (JIS Q 9001/JIS Q 9100)		○5.1.1	○6.2.1、5.1.1	○6.1.1、5.1.1
審査能力の保証		○5.1.2	○6.2.1、5.1.2	—
基礎研修コース修了		○5.1.3	○6.2.1、5.1.3	○6.1.1、5.1.3
JRCA の QMS 審査員資格		○5.1.4	○6.2.1、5.1.4	○6.1.1、5.1.4
IAQG 9101E:2014 オンライン研修モジュール完了		○5.1.5		
CPD		—	—	○6.1.4
選択肢 1	実務経験 (4 年/10 年)	—	○6.1.2	○6.1.2
選択肢 2	実務経験 (2 年/15 年)	—	○6.1.3	○6.1.3
	専門研修コース修了 注 1	—	○6.1.3	○6.1.3
	審査実績 (検証審査)	—	○6.1.3	○6.1.3

登録要件		AA 移転	AEA 移転
JRCA の QMS 審査員資格		○5.3、10.3	○6.5、10.3
他セクターでの AA 又は AEA 審査員資格	OASIS 登録	○5.3	○6.3
	審査員資格証明書	○5.3	○6.3
資格更新資料	審査実績 (JIS Q 9100)	○5.3、10.1	○6.5、10.1
	CPD	○5.3、10.2	○6.5、10.2
	受審組織証明 注 2	○5.3、10.4	○6.5、10.4
現有機関の 6 年間の資料写し	申請資料	○5.3	○6.3
	評価・判定の資料	○5.3	○6.3

登録要件	AA/AEA 維持	AA/AEA 更新
JRCA の QMS 審査員資格	○9.1	○10.3
審査実績 (JIS Q 9100)	—	○10.1
CPD	—	○10.2
受審組織証明 注 2	—	○10.4
IAQG 9101E:2014 オンライン研修モジュール完了		○10.7

注 1 専門研修コースは本基準改訂 4 版発行時点で日本国内において存在しない

注 2 当センターが直接確認するものであり、審査員が提出するものではない

注 3 評価登録に係わる料金は記載を割愛

注 4 AA は AS 審査員と同義 AEA は AS 産業経験審査員と同義

**航空宇宙産業向け審査員の資格基準****5. AS 審査員への登録要件****5.1 一般**

AS審査員への登録申請者は、第5.1.1項から第5.1.4項に定める要件をすべて満足し、且つ必要な料金を当センターに支払わなければならない。

**5.1.1 審査実績**

申請前3年以内にJIS Q 9001規格の全要素をカバーした第三者若しくは第三者審査に少なくとも4回かつ最低20日間参加した審査実績を有すること。

注：「全要素をカバーした審査を少なくとも4回」とは、審査員申請者本人が複数の審査を通じて規格の箇条4以降の各箇条毎（ただしx.x項のレベル）の審査経験をそれぞれ合計4回以上積む必要があることを意味する。ただし、JIS Q 9001:2008の第7.3項及びJIS Q 9001:2015の第8.3項（共に設計・開発）についてのみ2回以上でよい。審査チームとして審査で規格の箇条の確認をしていますが、審査員申請者本人が審査を行った箇条だけが実績としてカウントできる。審査実績回数の算出にあたり、JIS Q 9001:2008とJIS Q 9001:2015の各々の相当する箇条の審査実績回数を加算できる。

**5.1.2 審査能力の保証**

審査登録機関の審査登録の手順に従って、審査できる能力を有していることを審査登録機関の審査部門管理者又は、同等の者により保証されていること。

**5.1.3 審査技術の習得**

当センターが承認したIAQG認可航空宇宙審査員向け基礎研修コースを申請日から過去5年以内に修了しその試験に合格したことを示す合格修了証明書及びIAQGから授与された合格証を有していること。

なお、航空宇宙審査員向け基礎研修コースとして実施されたIAQG認可航空宇宙審査員向け移行研修コースの合格修了証明書は航空宇宙審査員基礎研修コースの合格修了証明書として認められる。

**5.1.4 資格登録**

QMS審査員又はQMS主任審査員として、当センターに登録されていること。

**5.1.5 IAQG 9101E:2014研修修了**

IAQG 9101E:2014を含む研修コースを修了していること。

**5.2 JRMCによる追認**

当センターで登録を決定後、当センターよりJRMCに追認を求め、JRMCの承認によって登録が確定する。

**5.3 他セクターで審査員資格を保有している者に対する特別処置**

他のIAQGセクターで航空宇宙品質マネジメントシステム（AQMS）審査員資格を有する者は下記①～⑤の条件をすべて満たすことにより当センターのAS審査員の要件を満たすものとする。当センターで登録を決定後、当センターよりJRMCに追認を求め、JRMCの承認によって登録が確定する。

①JRCA登録のQMS主任審査員または審査員資格を有すること。

## 航空宇宙産業向け審査員の資格基準

- ②他セクターにおける航空宇宙品質マネジメントシステム（AQMS）審査員としてOASISデータベースに登録されていること。また有効である審査員資格証明書の写しを提出すること。

注：当センターにおける審査員資格の期限は他セクターにおける審査員資格の期限を受け継ぎ、更新が認められればその期限は現有規格の更新期限の3年後になる。

- ③申請時期は他セクターの要員認証機関における現有資格の更新時期のみとし、本基準10項「航空宇宙産業向け審査員資格の更新」に定める資格更新に必要な書類を提出して、認められること。
- ④現在審査員資格を登録されている機関から過去6年間（新規登録から6年に満たない場合は全期間）の審査員評価の資料（申請資料及び評価・判定結果の資料）の写しを入手して提出すること。
- ⑤必要な料金を支払うこと。

注：料金はJRCA AC200“品質マネジメントシステム審査員 航空宇宙産業向け審査員 評価登録に係わる料金基準”による。

### 6. AS 産業経験審査員への登録要件

#### 6.1 AS審査員資格を有する者が格上げする場合

##### 6.1.1 一般

AS審査員資格を有する者がAS産業経験審査員に格上げ申請を行うためには、第5.1.1項、第5.1.3項及び第5.1.4項の要件をすべて満足し、且つ、第6.1.2項又は第6.1.3項のいずれか一方に定める要件をすべて満足しなければならない。さらに第6.1.4項も満たさなければならない。

また、必要な料金を当センターに支払わなければならない。

注1 AS審査員資格を有する者の場合には、5.1.3項の基礎研修コース修了が申請日から5年以内の規定は適用しない。

注2 5.1.1 審査実績については、AS審査員への新規申請時に提出した審査実績がAS産業経験審査員への申請前3年以内であれば含めてよい。

- 6.1.2 申請前10年以内に、機体製造業者、主要な供給者及び装備品供給者の製造にかかわる、企業、防衛省、国土交通省航空局、宇宙航空研究開発機構（旧宇宙開発事業団を含む）において、4年以上常勤として、航空宇宙産業のエンジニアリング、設計、製造、品質管理または生産技術に直接関与している実務経験を有すること。

上記の実務経験は、次に示す航宇宙産業特有の要素に直接関与していたか、又は知識を有していることである。

- a) 航空宇宙産業における品質保証の考え方
- b1) 経済産業省の役割、責任、法規制の概要
- b2) 国土交通省航空局の役割、責任、法規制の概要
- b3) 防衛関連航空宇宙の要求及び関連規則の概要
- c) 初回製品検査（FAI）
- d) 航空宇宙耐空性及び安全要求事項
- e) 航空宇宙製品のトレーサビリティ要求

**航空宇宙産業向け審査員の資格基準**

- f) 航空宇宙下請負契約者の承認及び管理
- g) キー特性管理
- h) 品質要求事項展開
- i) 異物残留 (FOD) 防止プログラム要求
- j) 顧客支給品の管理
- k) 監視機器及び測定機器の校正管理
- l) スタンプ管理
- m) 不適合品の管理
- n) 抜き取り検査要求／統計手法
- o) 特殊工程管理
- p) 形態管理／要求事項管理
- q) 生産技術
- r) 治工具管理
- s) 設計・開発の検証及び妥当性確認

注：常勤の業務経験には契約雇用を含む。同時期に複数の組織との雇用契約は認められない。

6.1.3 第 6.1.2 項の実務経験が 4 年未満の場合は、以下のすべての条件を満足しなければならない。

- ①直近15年以内で2年以上の第6.2項に定める実務経験を有していること。
- ②当センターが承認した航空宇宙産業経験専門研修コースを申請日から過去5年以内に修了しその試験に合格したことを示す合格修了証明書を有していること。  
注：日本国内において航空宇宙産業経験専門研修コースは本基準改訂6版発行時点で存在しない。
- ③AS産業経験審査員の立会のもと、2回の全要素をカバーしたJIS Q 9100審査（検証審査）を実施しなければならない。全要素をカバーした審査とは審査員申請者本人が複数の審査を通じて規格の各箇条毎の審査経験をそれぞれ合計2回以上積む必要があることを意味する。立会したAS産業経験審査員により、検証審査の結果、AS産業審査員候補者が第6.2項に示した航空宇宙に関する知識を十分有していないと見なされた場合は、追加の教育及び/又は実務研修が要求される。追加の教育並びに実務研修修了の証拠記録は、審査員の資格登録を申請する際に、当センターに提出しなければならない。
- ④検証審査は、第6.1.2項に示す直近10年で4年以上の実務経験により資格を得たAS産業経験審査員により実施されなければならない。検証審査を行うAS産業経験審査員は、審査チームのメンバーとして審査に参加できない。

**6.1.4 継続的専門能力開発 (CPD) 実績**

AS 審査員が AS 産業経験審査員への格上げを希望する場合には、レポートにより、申請前の最大 3 年間（登録から 3 年間に満たない場合には登録以降の期間）において 1 5



**航空宇宙産業向け審査員の資格基準**

時間以上の継続的専門能力開発 (CPD、第 3.3 項で定義) の実績として「どのような目的で、何を学んだか」が実証できること。なお、一つの活動により CPD として認める時間は、最大 10 時間までとする。

上記の対象期間内のものであれば、新規申請時又は更新申請時に提出したものと重複してもよい。

**6.1.5 JRMCによる追認**

当センターで登録を決定後、当センターよりJRMCに追認を求め、JRMCの承認によって登録が確定する。

**6.2 AS審査員資格を有さない者の場合 (第6.3項に該当する者を除く)****6.2.1 一般**

AS審査員資格を有さない者がAS産業経験審査員に申請を行うためには、第5.1.1～第5.1.5項の要件をすべて満足し、且つ、上記の第6.1.2項又は第6.1.3項のいずれか一方に定める要件をすべて満足しなければならない。

また、必要な料金を当センターに支払わなければならない。

**6.2.2 JRMCによる追認**

当センターで登録を決定後、当センターよりJRMCに追認を求め、JRMCの承認によって登録が確定する。

**6.3 他セクターでAEA審査員資格を保有している者に対する特別処置**

他セクターでAEA審査員資格を有する者は下記①～⑤の条件をすべて満たすことにより当センターのAS産業経験審査員の要件を満たすものとする。当センターで登録を決定後、当センターよりJRMCに追認を求め、JRMCの承認によって登録が確定する。

- ①JRCA登録のQMS主任審査員または審査員資格を有すること。
- ②他セクターにおけるAEA審査員としてOASISデータベースに登録されていること。また有効であるAEA審査員資格証明書の写しを提出すること。  
注；当センターにおける審査員資格の期限は他セクターにおける審査員資格の期限を受け継ぎ、更新が認められればその期限は現有規格の更新期限の3年後になる。
- ③申請時期は他セクターの要員認証機関における現有資格の更新時期のみとし、10項「航空宇宙産業向け審査員資格の更新」に定める資格更新に必要な書類を提出して、認められること。
- ④現有機関から過去6年間（新規登録から6年に満たない場合は全期間）の審査員評価の資料（申請資料及び評価・判定結果の資料）のコピーを入手して提出すること。
- ⑤必要な料金を支払うこと。

注：料金はJRCA AC200 “品質マネジメントシステム審査員 航空宇宙産業向け審査員 評価登録に係わる料金基準” による。

**航空宇宙産業向け審査員の資格基準****Ⅲ章 航空宇宙産業向け審査員資格の維持及び更新****7. 資格の登録有効期間**

航空宇宙産業向け審査員資格の登録有効期間は、登録日又は更新日から3年とする。航空宇宙産業向け審査員が、その資格登録を維持するためには、第7項に定める継続的な確認において問題がないこと、且つ、第9項に定めるサーベイランスのための要件を満たしていることの当センターによる確認を登録日又は更新日から1年毎に受け、且つ必要な費用を当センターに支払わなければならない。また、航空宇宙産業向け審査員がその資格登録の有効期限を更新する場合は、第7項に定める継続的な確認において問題がないこと、且つ、第10項に定める更新のための要件を満たしていることの当センターによる確認を登録日又は更新日から3年毎に受け、且つ必要な料金を当センターに支払わなければならない。

JRCA AA100-1に定めるJIS Q 9100:2016規格への資格移行を終了していない審査員の資格有効期限は2018年9月15日を超えない。

**8. 継続的な確認****8.1 利害関係者からの情報に対する確認**

当センターは、利害関係者から提供された情報に対して、以下を確認する。

- 1) 審査員倫理綱領違反がないこと。
- 2) 苦情発生の原因が、航空宇宙産業向け審査員資格の登録、移転、維持、更新要件に抵触していないこと。

**8.2 航空宇宙産業向け審査員からの情報に対する確認****8.2.1 苦情報告**

航空宇宙産業向け審査員は、航空宇宙産業向け審査員としての活動に対し利害関係者から苦情を受けた場合、当該者は直ちに当センターにその内容並びに苦情対応完了予定日を書面で報告しなければならない。当センターは、当該の苦情発生の原因が、航空宇宙産業向け審査員資格の登録、移転、維持、更新要件に抵触していないことを確認する。

**8.2.2 登録内容の変更報告**

航空宇宙産業向け審査員は、当センターへ提出した内容に変更が生じた場合、速やかに変更内容について当センターに書面で報告しなければならない。当センターは、当該の変更が、航空宇宙産業向け審査員資格の登録、移転、維持、更新要件に抵触していないことを確認する。

**9. 航空宇宙産業向け審査員資格の維持（サーベイランス）**

航空宇宙産業向け審査員が、その資格を維持するためには、第9.1項に定める資格維持の要件を満足していなければならない。

**9.1 QMS審査員又はQMS主任審査員の資格登録**

航空宇宙産業向け審査員は、資格維持（サーベイランス）前の1年間において、JRCAにおけるQMS審査員又はQMS主任審査員の資格継続処理が完了していること。

**航空宇宙産業向け審査員の資格基準**

---

**9.2 必要な料金を支払うこと。**

注：料金はJRCA AC200“品質マネジメントシステム審査員 航空宇宙産業向け審査員 評価登録に係わる料金基準”による。

**10. 航空宇宙産業向け審査員資格の更新**

航空宇宙産業向け審査員が、その資格を更新するためには、有効期限日の3ヶ月前までに申請を行い、第10.1項から第10.4項に定める資格更新の要件をすべて満足していなければならない。

注：SJAC 9104-3規格の8.1.2に、“審査員は…有効期限日の3ヶ月以上前に資格証明の申請を提出しなければならない。”と規定されている。

**10.1 審査実績**

航空宇宙産業向け審査員は、更新前の3年間において、4回以上の有効な審査の実績を有すること。

**10.2 継続的専門能力開発（CPD）実績**

航空宇宙産業向け審査員は、レポートにより、更新前の3年間において合計15時間以上の継続的専門能力開発（CPD、第3.3項で定義）の実績として「どのような目的で、何を学んだか」が実証できること。なお、一つの活動によりCPDとして認める時間は、最大10時間までとする

**10.3 QMS審査員又はQMS主任審査員の資格登録**

航空宇宙産業向け審査員は、更新前の1年間において、JRCAにおけるQMS審査員又はQMS主任審査員の資格継続処理が完了していること。

**10.4 受審組織による証明**

当センターの調査により、航空宇宙産業向け審査員が担当した審査の受審組織から、JIS Q 19011 第4項に定める審査の原則（a 高潔さ、b 公正な報告、c 専門家としての正当な注意、d 機密保持、e 独立性、f 証拠に基づくアプローチ）を遵守した審査が行われたことの証明がされること。

**10.5 JRMCIによる追認**

当センターで更新可を決定後、当センターよりJRMCIに追認を求め、JRMCIの承認によって更新が確定する。

**10.6 必要な料金を支払うこと。**

注：料金はJRCA AC200“品質マネジメントシステム審査員 航空宇宙産業向け審査員 評価登録に係わる料金基準”による。

**10.7 IAQG 9101E:2014オンライン研修モジュール完了**

IAQG 9101E:2014オンライン研修モジュールを完了していること。以前の新規登録又は更新時に提出済みの場合には再提出の必要はない。

**航空宇宙産業向け審査員の資格基準****IV章 資格の取り消し、失効、一時停止****1 1. 資格の一時停止**

航空宇宙産業向け審査員の資格登録に疑義が生じた場合、当センターは当該審査員の資格登録に関する疑義が解消されるまでの間、当該審査員の資格登録を一時停止する。

**1 2. 資格の取り消し**

当センターは、次の事項が発生した場合、当該航空宇宙産業向け審査員の資格を取り消す。

- 1) 第8項に定める継続的な確認に関わる報告を怠った場合、
- 2) 第8項に定める継続的な確認で問題が露見した場合、
- 3) 航空宇宙産業向け審査員の評価登録手順（JRCA AA200）の第14.2項に定める事項を含めた航空宇宙産業向け審査員として遵守すべき事項への違反が露見した場合、
- 4) 申請書類に誤った情報が含まれていた場合、
- 5) 監査所見を偽っている場合、
- 6) 審査活動中に認証制度の信頼を損なうような行為を行った場合、

**1 3. 資格の失効**

当センターは、次の事項が発生した場合、審査員資格を失効させる。

- 1) 登録日又は更新日から1年毎又は3年毎の期日を過ぎても資格維持の手続き又は資格更新の手続き（必要な料金の払い込みを含む）が行われない場合、  
注；期日までに申請に必要な書類の提出と費用支払いがなされていること。評価の結果、追加資料提出が必要になった場合は上記に該当しない。
- 2) 航空宇宙産業向け審査員から資格放棄の申し出があった場合。
- 3) 当センターにおけるQMS審査員又はQMS主任審査員のいずれの資格も失った場合。
- 4) 第9項に定める航空宇宙産業向け審査員の資格維持の要件又は第10項に定める航空宇宙産業向け審査員の資格更新の要件のいずれか一つでも満たさない場合。

**1 4. 再登録及び再申請****14.1 再登録**

資格維持手続きの場合のみ、第13項1)又2)の事由により資格失効になった者から、資格失効日から30日以内に再登録の申請があった場合又は、必要な料金の払い込みがなされた場合、当センターは、当該者が第8項に定める資格の維持の要件を満たすことを確認し、該当する資格で再登録を行う。資格更新の場合については上記の30日の猶予は認められない。

**14.2 再申請**

14.2.1 第12項の事由により資格取り消し処分となった者からの再申請は取消から12ヶ月間は受理しない。

**航空宇宙産業向け審査員の資格基準**

---

14.2.2 第12項の事由により資格取り消し処分となった者を除き、登録を再希望する者は、新規の登録として申請することができる。

**付則**

この基準は、2017年12月20日から適用する。

## 航空宇宙産業向け審査員の資格基準

## 制定・改定履歴

版番号	制定、改定年月日	制定、改定内容
制定	2006年5月29日	新認定基準（JAB CP101-2005）への対応として制定
改定1版	2007年6月7日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ SJAC9010 の改定を反映</li> <li>・ 組織名称変更</li> </ul>
改定2版	2010年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ SJAC9010 の改定（JPMC 10-002）を反映</li> <li>・ 資格の取り消しについて、QMS 資格との関連性を明確化</li> </ul>
改定3版	2012年12月1日	1) SJAC9104-1 : 2012 規格の発行に伴い、準拠する規格を SJAC9010 から SJAC9104 シリーズに変更した。
改定3a版	2012年12月19日 10) と 15) を追加  (2013年1月1日から適用)	2) 日本規格協会の一般財団法人化に伴い、組織名称を一般財団法人日本規格協会に変更した。 3) 審査員の名称から（コンピテンス）を削除した。 4) 引用規格から SJAC9010 を削除し、SJAC9014-1 と SJAC9104-3 を追加した。SJAC9102 と SJAC9103 は直接引用していないので削除した。JIS Q 19011 規格の名称を最新の名称に変更した。SJAC9104-1 適用にあたって JPMC から発行された補足規定である JPMC12-018 を引用規格に追加した。（2項） 5) 有効な審査の定義に、SJAC 9104-1 の第8項「審査及び報告に対する要求事項」に記載されている審査の要件を満たす審査であることを追加すると共に、現地における審査活動が実質7時間以上から実質6時間以上に変更した。 6) JPMC12-018 に基づき「IAQG 認可航空宇宙審査員向け基礎研修コース」を航空宇宙審査員向け基礎研修コースとした。それに伴い、IAQG の他セクターより承認された航空宇宙審査員の資格を有している場合には基礎研修コースと同等の研修コースを合格修了したことを実証すればよい旨の記述を削除した。（4項） 7) 航空宇宙産業経験専門研修コースが現時点で日本国内に存在せず、また許容されないことを注として追記した。（5項） 8) AS 産業経験審査員だけでなく AS 審査員についても、当センターで登録又は更新を決定後に JPMC による追認で確定することを記述した。（4項、5項、9項） 9) AS 審査員及び AS 産業経験審査員に登録申請する際の、

## 航空宇宙産業向け審査員の資格基準

		<p>規格全要素をカバーした審査実績カウント方法を JRMC12-018 に基づき変更した。(4 項)</p> <p>10)他の IAQG セクターで審査員資格を有する者に対する受入処置を規定した。(4.3 項、5.3 項)</p> <p>11)AS 産業経験審査員に登録するための実務経験の要件を従来の SJAC9010C から SJAC9104-3 によることとして一部変更した。(5 項)</p> <p>12)SJAC9104-3 規格に従って、更新の申請は有効期限の 3 ヶ月以上前に行うことを追記した。JRCA AA200「航空宇宙産業向け審査員登録申請等各種手続きの手引き」に規定した他に、注意喚起のためにあえて本基準にも記述した。(9 項)</p> <p>13)JIS Q 19011 規格の「監査の原則」を 2012 年版の内容に変更した。(9 項)</p> <p>14)取消と失効の用語の使い分けを整理した。(10 項、11 項)</p> <p>15)期日までに申請に必要な書類が提出されて評価が可能な状態に入る必要があることを追記した。また期限後30日以内であれば再登録出来る規定を、更新の場合には廃止した (SJAC9104-1適合のため)。(12項、13 項)</p> <p>16)旧版では取消を受けた者は再申請をすることができなかったが、SJAC9104-1 に従って、12 ヶ月間は再申請できないことに変更した。(13 項)</p>
改定 4 版	2014 年 4 月 15 日	<p>1)引用文書における JRCA AQI 120 品質/情報セキュリティマネジメントシステム審査員の資格基準の“注:2012年12月31日まではJRCA AQ100品質マネジメントシステム審査員の資格基準を適用”を削除した。(2項)</p> <p>2)“登録要件の概要”の項を新設し、AS審査員及びAS産業経験審査員の新規、格上、移転、維持及び更新のための登録要件の一覧表を作成し、該当項番号を記載して該当箇所の参照を容易にした。(4項)</p> <p>3)上記2)に伴い、以降の項番号をスライドして変更した。(5項～14項)</p> <p>4)他セクターで審査員資格を保有している者に対する特別処置について、IAQG Resolution Log No.111を反映して変更した (5.3項、6.3項)</p> <p>5) AS審査員からAS産業経験審査員への格上げについて、IAQG Resolution Log No.112を反映して要件を追加</p>

## 航空宇宙産業向け審査員の資格基準

		<p>した。この際に、AS審査員資格を有する者の場合のみ研修修了証有効期間（5年間）を削除した。また、JRMC文書の改定（JRMC012-18A発行）を反映して、航空宇宙産業経験専門研修コースは日本国内において9104-3改定版発行まで許容されない旨の記述を削除し、日本国内において存在しない旨の記述のみを残した。（6.1項）</p> <p>5) 格上時のCPDを要件として追加した。SJAC9104-3規格 8.1.1項（JRMC12-018Aにおける補足規定含む）ですべてのAQMS審査員は格上げの有無によらず資格を維持するために3年間で15時間以上のCPDが要求されているためである。（6.1.4項）</p> <p>6) その他、内容に関わらない記述上の変更を行った。</p>
改定 5 版	2014 年 8 月 1 日	<p>1) IAQG Resolution Log No.91の実施を確実にするために3.定義における「有効な審査」を「有効な審査実績」に変更し、OJT(訓練としての審査)は申請者本人の有効な審査実績にはならないことを追記した。（3.1.1項）</p> <p>2) IAQG Resolution Log No.118を反映して、新規登録又は資格更新時にIAQG 9101E:2014オンライン研修モジュールの完了を示す必要があることを追記した。（5.1.5項、6.2.1項、10.7項）</p> <p>3) 上記1)、2)に伴い、新規、格上、移転、維持及び更新の登録要件の一覧表（該当項番号を記載）に追記を行った。（4項）</p>
改定 6 版	2017 年 12 月 20 日	<p>1) 引用文書にJRCA AA100-1を追加した。（2項）</p> <p>2) 新規登録に必要な審査実績回数の算出に関して、IAQG Resolution No. 144の内容を反映してJIS Q 9001新旧規格の審査実績の扱いに関する追記を行った。（5.1.1項）</p> <p>3) JIS Q 9100:2016規格への資格移行を終了していない審査員の資格有効期限は2018年9月15日を超えないことを記述した。（7項）</p> <p>4) 9101Eオンライン研修修了証提出に関して、2015年6月以前の新規、更新申請者に対するただし書きは不要になったので削除した（5.1.5項、10.7項）</p>